

(9) 使用人数 [様式第四号]

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

主任技術者等として各工事現場に配置することができる者及び営業所専任技術者の合計を記載します。

その他常時雇用となっていて工事に従事する者の数を記載します。

法人で兼業がある場合には、建設業以外に従事する職員を除くこと。

様式第四号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

令和 年 月 日 (用紙A4)

使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	10人	5人	3人	18人
古川支店	2人	2人	1人	5人
合計	12人	7人	4人	23人

別紙二(1)及び別紙二(2)に記載した順に記載する。

- 法人の場合、役員を含む。ただし、監査役は含めない。
- 個人の場合、事業主を含む。
- 兼業に従事する者、パート、アルバイト職員は除く。

- 新規申請等の場合は、申請時点の人数
- 決算の変更届出書に添付する場合は、決算期末日の人数

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割した後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。